

平成29年度志摩市予算編成方針

平成29年度の当初予算編成にあたっては、「志摩市予算編成及び執行に関する規則」及び下記の事項に留意のうえ、予算要求書等提出書類を作成し提出期限までに提出してください。

1. 経済状況と国の動向

内閣府が公表した平成28年8月の月例経済報告によると、景気については、「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としています。また先行きについては「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」とし、さらに「平成28年(2016年)熊本地震の経済に与える影響について十分に留意する必要がある。」としています。

政府は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」等を着実に実行するとともに、「未来への投資を実現する経済対策」を具体化するため、平成28年度第2次補正予算(概算)(平成28年8月閣議決定)をとりまとめ、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長する道筋をつけるとしています。

また、地方財政についても、一億総活躍社会を実現するための取組と、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進していくための安定的な税財政基盤の確保が課題とされていることから、今後も情報収集に努め、適宜対応していく必要があります。

2. 本市の財政状況

本市の財政状況については、財政健全化アクションプログラムに基づく行財政改革や職員数の削減の成果等もあり、平成24年度を除き平成21年度以降は実質単年度収支の黒字が続き、一時は6億円を下回っていた財政調整基金についても平成27年度末には41億円を超えるまでに至りました。また財政健全化法に基づく健全化判断比率においては、公債費は増加傾向にあるものの、地方債残高が減少したこと、交付税算入率の高い合併特例債の活用により実質的な負担が軽減されていることにより、何れの数値も平成21年度以降は良化傾向にあります。

以上からすれば近年の財政状況は改善状況であると思われませんが、今後直面する課題として、人口減少、少子高齢化により市税収入の増加が見込めないことや、従来想定していたより若干緩和はされたものの、普通交付税の合併算定替の縮減は、平成32年度の一本算定に向けて相当な歳入減が見込まれることから、依然として予断を許さない状

況が続くこととなります。

平成29年度については、歳入では普通交付税の合併算定替の段階的縮減の3年目となり、前年度に比べ一般財源総額がさらに減少する見込みであり、歳出では償還方法の見直しに伴う公債費の増加、扶助費や繰出金等の社会保障関連経費の増高も懸念され、ますます厳しい財政状況になる見込みです。

3. 予算編成の基本方針

平成29年度予算においては、引き続き厳しい財政状況のなか、「第2次総合計画」の将来像「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け必要な施策を推進していく必要があります。

また、人口減少等の課題を克服するため、本市が持つ優位性や多彩な地域資源等を最大限に活用し、行政だけでなく、市民・団体・事業者が心を一つにしてスピード感をもって「地方創生」に取り組んでいく必要があります。

とりわけ本市においては平成28年5月に「伊勢志摩サミット」が開催され、伊勢志摩地域の自然と文化が日本の原風景として、また日本の精神性を豊かに体感できる所として世界的に発信されたのみならず、それによってあらためて市民がその価値に気づくこととなった貴重な出来事となりました。さらに政府の策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の施策のひとつとして掲げられた国立公園のナショナルパークとしてのブランド化において、平成28年7月、そのモデル公園として選定された8つの公園に伊勢志摩国立公園も選ばれました。これにより全国各地の国立公園の先導的なモデルとして伊勢志摩国立公園が果たさなければならない役割の一端を本市としても担うこととなります。こうした情勢を追い風とするためにも、サミット開催を通じて培われた様々なつながりと、そこから得た経験を本市の施策に大胆にとりいれていく必要があります。この得難い出来事や経験を一過性のものとししない取り組みが求められています。

以上を踏まえ平成29年度予算は、本市の更なる発展のための施策の推進と持続可能で安定的な財政運営の両立を図っていくため、次の視点を踏まえ、予算編成に取り組むものとしします。

(1) 志摩市創生総合戦略の実行

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生にむけて、地方が自ら考え、責任をもって施策を実施していくことが求められています。

特に人口減少対策は最重要課題であり、本市においても昨年度「志摩市人口ビジョン」をとりまとめ、目指すべき将来像として、美しい自然や文化・伝統を守り、それらを生かしながら力強く、生き活きと地域で働き暮らす市民の姿が示されました。また、それを踏まえて策定された「志摩市創生総合戦略」は現在の本市に求められる政策分野を定

め、基本目標及び施策の基本的方向性を明らかにしたうえで、31年度までに本市の講じる具体的な施策をまとめたものとなります。さらに地方創生による人口減少の抑制という目的を達成するために、具体的な数値目標の設定とそれに基づく施策の評価が求められるなど、進捗管理を含めたより緻密な施策の実行が必要であるため、予算編成においても「志摩市創生総合戦略」を十分に踏まえ、その考え方にそって具体的に取り組む必要があります。よって施策を推進するための体制づくりを着実に行うとともに、積極的な事業展開により、その実行に最優先で取り組むものとしします。

志摩市創生総合戦略の基本的な考え方

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

自立性 将来性 地域性 直接性 結果重視

本市の独自視点

志摩市の魅力「6つの強み(自然環境、食材、景観、文化・伝統、人のつながり、観光)」を強化する

まちの勢いの低下をもたらす4要因「気持ち、多様化、若者の流出、働く場」の循環を絶つ

社会減を止める6対策「市民の意識改革、地域の魅力発信、産業の充実、新規産業の構築、社会基盤の充実、人材の確保」を講じる

総合戦略策定にあたっての姿勢

市役所内はもちろん市民や民間事業者など、多様な主体と分野横断的に協力・連携する

国や県の交付金や補助金ありきで事業設計しない

効果が不明瞭な事業、または効果が検証できない事業は改善・廃止する

客観的な分析と中長期的な展望のある施策を構築する

(2) 第2次総合計画の推進

本市を取り巻く社会情勢は前計画の策定時から大きく変わり、水産業を中心に産業が低迷し、少子化・人口減少により地域の活力が低下しました。さらに東日本大震災の発生を契機に、直面する災害のリスクが大きくクローズアップされるようになりました。

第2次総合計画においては、前計画の6つの基本目標をより時代、地域に沿った目標へと発展させ、新たな6つの基本目標を設定し、まちづくり施策を実現するとともに、本市が直面する重点的な課題に対して、3つの重点目標を設定し、優先的かつ横断的に施策を実施していくとされています。

基本目標

自然とともに生きるまちづくり
安全・安心なまちづくり
産業が元気なまちづくり
誰もが健やかで助け合うまちづくり
人と文化を育むまちづくり
市民のために市民と築くまちづくり

重点目標

「新しい里海」の恵みを市民みんなが活かすまちづくり
一人ひとりが元気で充実したまちづくり
地震災害に負けない準備がしっかり整ったまちづくり

(3) 第2次財政健全化アクションプログラムの実行

厳しい財政状況を乗り越えるためには、将来を的確に見据えた計画性の高い財政運営を実現することが極めて重要であり、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための指針である財政計画の目標達成に向けた予算編成に取り組む必要があります。

その目標達成に向けて第2次財政健全化アクションプログラムの基本方針及び個別方針に基づく取組内容を確実に予算に反映していくこととします。

4. 予算編成に係る留意事項

(1) 基本的事項

予算は、年間総合予算として編成してください。年度途中の補正は、「災害等不可避的な要因によるもの、制度改正によるもの、行政運営上早急に措置しなければならないもの」とします。

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については趣旨を十分検討し、速やかな改善を図るとともに、陳情等についても事業の必要性や緊急性を踏まえて適切に検討してください。

行政ニーズの多様化に伴い、複数の課に関連する、あるいは類似する事業の実施が見込まれる場合は、事業の整理統合と効率化を図る観点から、関係課間で十分に調整のうえ予算計上してください。

国・県の施策を十分勘案するとともに補助率、選択基準、対象範囲等の情報を的確に把握し、市の負担、起債、交付税措置等についての財源についても十分に調査・検討のうえ事業を計画するとともに、補助事業であったとしても単独事業と同様に経費の節減に努めてください。

将来における財政負担（維持管理経費、更新経費など）を慎重に検討し、単年度の資金収支のみにとらわれず、ライフサイクルコストとして、初期費用と運用費用を総合的に判断して予算要求してください。

全ての事業予算について見直しを徹底し、必要最小限の見積額としてください。また新規事業を予算要求される際には、部局内の業務量も勘案のうえ、旧来の事業を廃止または整理縮小するなど実現に向けた体制を明確にするとともに、その財源についてもスクラップアンドビルドを原則として枠配分予算の範囲内で収まるよう要求してください。

（２）歳入に関する事項

市税

法改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込額を計上してください。特に税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めてください。

分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

過去の実績等を勘案し、見込みうる限りの収入を的確に把握するとともに、受益者からの徴収金についても応益負担の原則による適正な負担とするなど、増収に努めてください。

国庫支出金及び県支出金

事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということのみで安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき計上してください。国・県の制度改正や予算編成の動向に留意し、最新の情報により、その廃止、縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確に予算計上してください。

市債

合併特例債を含め、計画的かつ適正な範囲に市債の発行を抑制する必要がありますので、安易に市債に頼ることなく、事業を厳選するとともに市債以外の新規財源の発掘に努めてください。

その他の収入

額の多少にかかわらず、すべての収入について極力把握するとともに、新たな財源についても積極的に検討するなど収入の確保に努めてください。

(3) 歳出に関する事項

人件費

時間外勤務手当については、事務処理の効率化など事務改善を進めるとともに、部局内職員の調整・協力体制など運用によって極力縮減するよう努めてください。

物件費

事務的な経費（市単独・庁内管理経費）としての賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等に係る経費は、積極的な節減を行うものとし、業務のスリム化に努めてください。

維持補修費

公共・公用施設の維持管理については、現状把握に努め、施設の設置者として事故発生時の管理責任等を問われることのないよう、適正に予算措置をしてください。特に老朽化の著しい施設については、撤去又は使用禁止の措置を含め、市民に事前に周知するなど適切な対応をしてください。

補助費等

各種団体に対する補助金、負担金については、対象事業の内容、実績、効果等を十分に精査してください。団体からの要求内容や過去の決算内容を分析し、繰越金の有無等により補助金額の検討に努めてください。なお要求額は、「志摩市補助金等交付基準」に従って適正な額を計上するものとし、各種協会等の会費的な負担金は、適宜見直しを行い、脱会等も含めて必要性を十分に検討してください。

投資的経費

志摩市総合計画実施計画に計上した事業以外の要求は原則認めません。また、緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、整備計画の延長や事業規模の縮小、段階的整備を図る等、財源に無理のない、計画的・効果的に実施可能な事業であることを示しめしてください。特に財源的に多額の市債発行や一般財源を要する事業については、上記の観点をつまえ十分に精査を行ってください。また補助事業については、国・県の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、確実に財源の確保に努めてください。市単独事業については、重点化により効果的な事業を厳選して実施するなど、トータルコストの削減に努めてください。なお、施設の統廃合に伴う公共施設等の除却については、合併特例債の借入期限である平成31年度までに計画的に実施していく必要があることに留意ください。

(4) 継続費・債務負担行為

継続費は、事業の見直しを検討し年割額を算出するとともに、財源についても算出根拠を明らかにして要求してください。

債務負担行為は、後年度に財政負担を強いるものとなりますので、安易に設定を行わず、行政運営上不可欠なものに限定してください。

(5) 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することなく、経営の合理化、経費の節減に努め収支の均衡を維持することを基本方針として、前述の一般会計に準じて予算に計上してください。なお一般会計からの繰出金については、所管課へ必ず予算要求書にて提示し、各課の支出科目に計上してください。また、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

(6) 企業会計

企業会計については、地方公営企業の趣旨にそって、地域の経済性の発揮を基本とし、効率的な経営にむけ一層の努力をするとともに、可能な限り収支の均衡を図るなど、一般会計の方針に準じて見積もってください。なお、一般会計からの繰出金については、所管課へ必ず予算要求書にて提示し、各課の支出科目に計上してください。

(7) その他

その他予算要求にかかる留意事項については、別に周知する「平成29年度当初予算編成にかかる留意事項及び予算要求書等の提出について」に記載の内容を十分理解のうえ対応してください。